

に該当する場合には、これらの減価償却資産のうち新たな農業経営改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

イ 当該農業経営改善計画に従つて取得等（所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。）の取得（贈与、出資又は合併による取得を除く。以下この号において同じ。）又は使用収益権の設定（当該農業生産法人の組合員又は社員所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（以下この号において「農用地」という。）に係るものその他の政令で定めるものを除く。）を受ける行為をいう。以下この号において同じ。）をした農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

二・三 省略
2 省略

（準備金方式による特別償却）

第五十二条の三 法人で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の八第一項、第四十二条の十二第一項又は第四十三条から第四十八条までの規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、それぞれこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。）により特別償却準備金として積み立てたときは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 法人が、前項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合には、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。）において、その満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に損金の額に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたときは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3・4 省略

5 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、特別償却準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 合併により消滅した場合 当該合併の日における特別償却準備金の金額のうちその合併法人に引き継がれなかつたもの

二 省略

6・8 省略

9 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の特別償却準備金の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人がその合併の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

10 前項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度に係る第四項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、前項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第四項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

（海外投資等損失準備金）

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人（特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。）が、昭和四十八年四月一日から平成十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	株 式 等	割 合
一、四 省略	省略	省略

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一五 省略

六 新增資資源株式等 次に掲げる株式（出資を含む。以下この条において「株式等」という。）又は債権のうちその払込み又は取得することが資源の探鉱又は開発を促進し、本邦における資源の安定的供給に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

イ 当該事業年度内において設立（合併による設立を除く。以下この号において同じ。）をされ、又は資本若しくは出資の増加（内国法人以外の法人の行う株式による利益の配当及び利益積立金の全部又は一部の資本への組入れを含む。以下この号において「増資等」という。）を行つた第一号の資源開発事業法人の株式等で前項に規定する内国法人の払込み又は当該増資等に伴う取得に係るもの

ロ・ハ 省略

七 省略

3 省略

4 第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている内国法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあつては、これらの号に規定する海外投資等損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。） その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）

二 前号に規定する特定法人が、解散（合併による解散を除く。）をした場合又は特定法人でないこととなつた場合 その該当することとなつた日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額

三 省略

四 当該内国法人が解散した場合 当該解散の日における海外投資等損失準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

五 省略

5 8 省略

9 第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が合併により消滅した場合には、その合併の日における当該法人の海外投資等損失準備金の金額でその合併に係る合併法人に引き継がれたものは、その合併法人がその合併の日において有する海外投資等損失準備金の金額とみなす。

10 前項の場合において、同項の合併法人がその合併の日を含む事業年度（当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第九項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第九項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

12 省略

第五十五条の二 青色申告書を提出する法人でその営む主たる事業が金融及び保険業であるものが、昭和五十九年

四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、特定海外債権の貸倒れによる損失に備えるため、次に掲げる金額の合計額の百分の一に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が当該事業年度終了の日において有する特定海外債権の金額の合計額のうち当該法人が基準日において有していた特定海外債権の金額の合計額を超える部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該法人が当該事業年度終了の日において有する特定債務返済繰延契約対象債権の金額（前号に掲げる金額に含まれる政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した後の金額）の合計額

2 3 省略

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、当該法人が合併法人である場合における第一項第一号に掲げる特定海外債権の金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 省略

6 法人が合併により消滅した場合において、第一項の規定により当該法人の合併の日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された海外投資等損失準備金の金額があるときににおける当該海外投資等損失準備金の

金額の処理は、次に定めるところによる。

一 その合併に係る合併法人に引き継がれた当該海外投資等損失準備金の金額は、当該合併法人のその合併の日を含む事業年度（当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）の所得金額の計算上、益金の額に算入する。

二 その合併に係る合併法人に引き継がれなかった当該海外投資等損失準備金の金額は、当該合併に係る被合併法人のその合併の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 省略

（自由貿易地域投資損失準備金）

第五十五条の三 青色申告書を提出する内国法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、沖縄振興開発特別措置法第二十三条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区又は同法第二十三条の二第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区（以下この条において「自由貿易地域」という。）内に本店又は主たる事務所を有する法人のうち同法第二十四条第一項の規定による認定を当該自由貿易地域として指定された日から十四年以内に受けたもの（専ら自由貿易地域内において製造業その他の事業を営むもので政令で定めるものに限る。以下この条において「認定法人」という。）の株式（出資を含む。以下この条において「株式等」という。）で当該事業年度内における設立（合併による設立を除く。）又は資本若しくは出資の増加に伴う払込みに係るもの（以下この条において「特定株式等」という。）を当該認定の日以後五年以内に取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額の百分の四十に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により認定法人別に自由貿易地域投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあつては、これらの号に規定する自由貿易地域投資損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金のうちその有しないこととなつた株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該認定法人の株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額）

二 前号に規定する認定法人が、解散（合併による解散を除く。）をした場合又は認定法人でないこととなつた場合、その該当することとなつた日における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額

三 省略

四 当該内国法人が解散した場合、当該解散の日における自由貿易地域投資損失準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

五 省略

3 省略

4 第五十五条第九項から第十一項までの規定は、第一項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第三項」とあるのは、「第五十五条の三第五項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

5 省略

（創業中小企業投資損失準備金）

第五十五条の四 青色申告書を提出する中小企業投資育成株式会社（以下この条において「投資育成会社」という。）が、平成六年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第一項第一号から第三号までに規定する株式会社（以下この条において「特定会社」という。）の株式（合併により設立された特定会社の株式を除く。）の取得（同項第一号から第三号までに掲げる事業による取得で当該特定会社の設立の日以後五年を経過する日までの間にされたものに限る。以下この項において同じ。）をし、かつ、その取得をした株式（以下この項及び第八項において「特定株式」という。）を当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式の取得価額の百分の十四に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定会社別に創業中小企業投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあつては、これらの号に規定する創業中小企業投資損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社株式の株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日における当該特定会社株式に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定会社株式の株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定会社株式に係る創業中小企業投資損失準備金の金額）

二 前号に規定する特定会社が解散（合併による解散を除く。）をした場合、当該解散の日における当該特定会社株式に係る創業中小企業投資損失準備金の金額

三 省略

四 当該投資育成会社が解散した場合、当該解散の日における創業中小企業投資損失準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

五 省略

3 省略

4 前二項に定めるもののほか、第一項の創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社が合併により消滅した場合における創業中小企業投資損失準備金の金額の処理その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

5 省略

6 第五十五条第九項から第十一項までの規定は、第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「者でないとき」とあるのは「者又は中小企業投資育成株式会社でないとき」と、同条第十一項中「第三項」とあるのは「第五十五条の四第七項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

7・8 省略

（金属鉱業等鉱害防止準備金）

第五十五条の五 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する探掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から平成十四年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第七條第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該事業年度において同法第七條第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十條第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 省略

3 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 省略

三 解散した場合、当該解散の日における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 省略

4・5 省略

6 第五十五条第九項及び第十項の規定は、第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

（特定災害防止準備金）

第五十五条の六 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該施設ごとに、積立限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	施 設	費 用
一（三） 省略	省略	省略

2 4 省略

5 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 省略

三 解散した場合 当該解散の日における特定災害防止準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 省略

6 7 省略

8 第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十五条の六第二項」と読み替えるものとする。

第五十五条の七 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条

第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成十四年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の三において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につき当該事業年度において同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額（当該事業年度において同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。以下この条において「維持管理積立金」という。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 省略

3 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 省略

三 解散した場合 当該解散の日における特定災害防止準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 省略

4 5 省略

6 第五十五条第九項及び第十項の規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

（特定都市鉄道整備準備金）

第五十六条 青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）第四条に規定する認定事業者であるものが、昭和六十一年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第三条第一項の認定に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画（同法第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「整備事業計画」という。）に定められた同法第二条第二項に規定する特定都市鉄道工事（以下この条において「特定都市鉄道工事」という。）に係る同法第二条第三項に規定する工事費の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

2 3 省略

4 第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 省略

三 解散した場合 当該解散の日における特定都市鉄道整備準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

四 省略

5 7 省略

8 第五十五条第九項から第十一項までの規定は、第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十項中「者でないとき」とあるのは「第五十六条第一項に規定する認定事業者でないとき」と、同条第十一項中「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第三項の」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第三項中」と読み替えるものとする。

(ガス熱量変更準備金)

第五十六条の二 省略

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成六年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に行われたガス事業法第二十五条第一項の規定による届出(同条第二項の規定による届出を含む。)に係るガスの供給計画(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日(当該着手する日から当該ガスの供給計画に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更の完了する日(以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という。)までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という。)前五年以内に終了する事業年度のうち政令で定める事業年度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)をいう。

3・4 省略

5 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 省略

三 解散した場合 当該解散の日におけるガス熱量変更準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 省略

6・8 省略

9 第五十五条第九項から第十一項までの規定は、第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第三項の」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条の二第四項中」と、「当該各事業年度」とあるのは「当該事業年度」と読み替えるものとする。

(計画造林準備金)

第五十六条の三 青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者に該当するものが、昭和四十二年六月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、造林(植栽又は播種により森林を造成することをいう。以下この条において同じ。)に要する費用の支出に充てるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により計画造林準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その有する山林につき第五十条第一項に規定する森林施設計画(第五項において「森林施設計画」という。)に基づき、当該事業年度において、その山林の全部又は一部の伐採をし、又は譲渡(贈与、交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除く。)をした面積(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設を整備するために当該伐採又は譲渡をした面積を除く。)の合計面積(その合計面積に〇・一ヘクタールに満たない端数があるときは、これを切り上げる。次号において同じ。)に応じ一ヘクタール当たり十三万円として計算した金額

二 省略

2・3 省略

4 第一項の計画造林準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された計画造林準備金の金額のうち同日前二年以前に終了した事業年度において積み立てた金額(当該法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人が同日前二年以前に終了した事業年度において積み立てた金額を含む。)がある場合には、当該積み立てた金額(同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 省略

二 解散した場合 当該解散の日における計画造林準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 省略

6・7 省略

8 第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の計画造林準備金を積み立てている法人が合併